

沖縄県子ども・若者計画

～未来のおきなわっこプラン～

令和7年3月

沖縄県

はじめに ～県民のみなさまへ

沖縄県では、すべての子どもや若者が権利の主体（社会の一員）として尊重され、生まれ育った環境や地域に左右されることなく夢や希望を持って、健やかに成長し、現在から将来にわたって幸せに生活を送ることができる「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」を目指しています。

これまで、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる県民が望む将来像である、心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指し、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、こどもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進や、誰もが安心して子育てができる環境づくりに取り組んできたところです。

また、県政の最重要課題であるこどもの貧困の解消に向けた「沖縄県子どもの貧困対策計画」や、子ども・子育て施策を推進するための「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」などの個別計画に基づき、幅広い子ども施策に取り組んでまいりました。

令和5年4月に、国においてこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されたことを受け、沖縄県では、令和6年4月に、新たに「こども未来部」を設置するとともに、これまで取り組んできた幅広い子ども施策を横断的・重層的に推進していくため、既存の個別計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた計画として、この度、「沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）」を策定いたしました。

「沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）」は、こどもの権利を尊重し、こども・若者の意見表明や社会参画を進めていくことなどを基礎として、社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」の実現を目指すものです。

計画の策定に当たりましては、多分野の外部有識者で構成する「沖縄県こども・子育て会議」における審議のほか、こども・若者や子育て当事者からの意見表明、市町村や関係団体、県民のみなさまからの多くの意見を反映し、幅広い子ども施策を集約してまいりました。ご協力いただいた県民のみなさまへ心から感謝申し上げます。

計画に基づく施策の推進においては、国、県、市町村だけでなく、県民のみなさま、地域社会、企業、NPO等、社会全体での協働した取組が不可欠となることから、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月

沖縄県知事 玉城 デニー

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 基本理念.....	2
3 基本方針.....	2
(1) こどもの人権尊重.....	2
(2) こどもの意見表明・社会参画.....	3
(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援.....	3
(4) 環境に左右されることのない支援.....	3
(5) こどもを取り巻く環境整備.....	3
(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築.....	4
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間.....	5
6 計画に基づく支援の対象となる者.....	5
7 こども・若者等の意見表明の取組.....	5
8 計画の施策体系.....	7
第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題.....	11
1 人口の現状.....	11
(1) 現状.....	11
(2) 人口変動の要因.....	12
(3) 出生率低下の背景.....	17
2 子育て環境の現状と課題.....	19
(1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組.....	19
(2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題.....	19
(3) 保育士の育成・確保の現状と課題.....	20
(4) 幼稚園等の利用の現状と課題.....	21
(5) 放課後児童クラブの現状と課題.....	22
(6) 認可外保育施設の現状と課題.....	23
(7) 障害を持つこども・医療的ケアを必要とするこどもへの支援の現状と課題.....	24
(8) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課題.....	25
3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題.....	27
(1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組.....	27
(2) 経済的な困難を有するこどもの状況.....	27
(3) 教育環境.....	33
(4) 養育環境.....	36
(5) 雇用環境.....	40
4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題.....	45

(1) こども・若者育成に係る本県の取組	45
(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題	45
(3) 若年者の就労等状況の現状と課題	53
第3章 こども施策に関する重要施策	57
1 ライフステージを通じた重要施策	57
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	57
(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり	58
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	63
(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	65
(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	69
(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	75
2 ライフステージ別の重要施策	82
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	82
(2) 学童期・思春期	87
(3) 青年期	99
3 子育て当事者への支援に関する重要施策	105
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	105
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	105
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	106
(4) ひとり親家庭等への支援	108
4 最重要課題の解消に向けた施策	112
(1) こどもの貧困対策	112
第4章 子ども・子育て支援事業支援計画	122
1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	122
2 教育・保育の県設定区域の設定	122
3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	123
(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方	123
(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	123
4 県の認可・認定に係る需給調整	128
(1) 需給調整の基本的な考え方	128
(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整	128
(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整	129
(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整	131
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	131
(1) 認定こども園への移行支援	131
(2) 保幼小連携の推進	131
(3) 地域子ども・子育て支援事業	132
6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	135

(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数	135
(2) 教育・保育等従事者の確保	135
(3) 幼児教育・保育の質の向上	135
第5章 こども施策を推進するために必要な事項	163
1 こども・若者の社会参画・意見反映	163
(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	163
(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備	164
(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成	164
(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備	165
2 こども施策の共通の基盤となる取組	166
(1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	166
(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等	166
(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化	167
(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信	168
(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	168
3 施策の推進体制等	169
(1) 庁内の推進体制	169
(2) 国、市町村等との連携	169
(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金	169
(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価 ..	169
第6章 こども・若者計画に関する指標	170
1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標	170
2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標	171
3 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等に係る参考指標	179
第7章 個別施策集	181
資料編	193
1 「沖縄県こども・若者計画」の策定経緯	193
2 意見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介	193
3 沖縄県こども・子育て会議委員名簿（計画策定時）	194
4 用語解説	196

《みんなの意見マーク》



こどもや若者、保護者等からの意見を
反映した項目についてです。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

令和5年（2023年）4月、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としたものです。

また、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つとして、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の最善の利益を図ることなどが示されています。

沖縄県においては、こどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年（2016年）1月、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年（2016年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を、令和4年（2022年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」を策定し、沖縄県において克服すべき重要課題であるこどもの貧困対策を強力に推進してきました。

また、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、子ども・子育て支援の基本方針として平成27年（2015年）3月に策定した「黄金っ子応援プラン（第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」について、令和2年（2020年）3月には、「黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してまいりました。

さらに、令和2年（2020年）4月には、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」（以下「子どもの権利尊重条例」という。）を施行しています。子どもの権利尊重条例では、こどもは、こどもの権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならないという基

本理念を定めています。

こうした経緯を踏まえ、本県においては、これまで取り組んできた「沖縄県子どもの貧困対策計画」や「黄金っ子応援プラン」に基づく各種施策や新たに生じた課題等のこども施策を総合的かつより強力に推進していくため、これら既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「沖縄県こども・若者計画」を策定するものです。幅広いこども施策を束ねた計画とすることで、施策全体を見える化し、こどもを取り巻く複雑化した課題に対して、関係機関が緊密に連携し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでいきます。

2 基本理念

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指します。

～「沖縄の目指す社会」～

- I. すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会が確保される「こどもまんなか社会」
- II. すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長していける「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」
- III. すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会
- IV. 仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会

3 基本方針

(1) こどもの人権尊重

すべてのこどもたちは、生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格・個性を尊重するとともに、こどもたちの自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しし、こどもにとっての最善の利益を実現していきます。また、それぞ

れが一人の主体として性別にかかわらず可能性を拡げていくことができるよう、心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れていくとともに、貧困・虐待・いじめ・体罰・不適切な指導・暴力・経済的搾取・性犯罪や性暴力などのあらゆる権利侵害から子どもを守る取組を進めます。さらに、子ども自身が、心身の発達過程に応じて適切な時期に、子どもの権利について知る機会を確保した上で、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするすべてのおとなに対し、子どもの権利について広く周知し、社会全体で共有していきます。

(2) こどもの意見表明・社会参画

子どもや子育て当事者の視点を尊重し、生活の場や施策決定の過程において、子どもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組んでいきます。また、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもへの配慮を行いつつ、表明された意見を尊重し、子ども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けて子どもとともに取り組んでいきます。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに応じて、社会全体で切れ目のない支援に取り組むとともに、子どもたちにとって良好な成育環境と、等しく質の高い教育機会の確保を図り、その能力・可能性を最大限伸ばし、夢や希望をもって健やかに成長し、自分らしく幸福に社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(4) 環境に左右されることのない支援

子どもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけた上で、特性やニーズに応じたきめ細かな支援と安全・安心な居場所づくりに取り組むほか、離島を含めどこにいても必要な支援が受けられる環境の整備や、課題が表出している子どもへの支援と併せて保護者への支援に取り組みます。また、切れ目なく、予防的な関わりや支援が届きにくい子どもへの取組を強化するとともに、困難に陥った場合でも支援を求めることができる環境の整備など、貧困を含めた困難な状況の連鎖の防止に取り組めます。

(5) 子どもを取り巻く環境整備

結婚・出産・子育てに係る多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、個人の自由な意思決定に基づき、それらを望む場合には、離島を含め、子どもを

望む人誰もがどこでも安心してこどもを産み育てることができる環境を社会全体で実現していきます。そのため、雇用と所得の安定など経済的基盤の確保に取り組むほか、共働き・共育てなど、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい環境の整備に取り組んでいきます。

(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

こどもや子育て当事者をめぐる問題は深刻化・複雑化しており、あらゆる分野の人々が相互に協力する必要があることから、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、経済団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、連携・協働して取組体制を構築するとともに、こどもまんなか社会の実現やこどもの貧困の解消に向けて、県民の幅広い理解と協力を得ることができるよう、県民運動として取組を展開していきます。

4 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「都道府県計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく「都道府県行動計画」を含むものとしします。

本計画は、令和4年（2022年）に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画の一つとして位置づけられます。

本計画の推進に当たっては、沖縄県SDGs実施指針に基づき、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」をはじめとする17の目標の達成を視野に、統合的な課題解決に向けて全庁的に取り組みます。



沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月～想定年2030年）
－将来の沖縄の姿とその実現に向けた取組の方向性等を示した基本構想－

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年度～令和13年度）
－沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画－

こども施策分野における個別計画

沖縄県こども・若者計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「都道府県計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく「都道府県行動計画」

5 計画の期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

6 計画に基づく支援の対象となる者

本計画に基づく施策の対象とするこども・若者とは「心身の発達過程にある者」と定義し、こどもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定めることとします。

本計画におけるこども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とし、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満の者も対象とする。）で区分します。

7 こども・若者等の意見表明の取組

本計画の策定に当たっては、こども・若者、子育て当事者等の意見を活かしなが

ら策定する必要があるため、こどもの権利に関する学校での出前授業や大学生によるワークショップ、アンケート等の手法を活用し、意見表明の機会を設けました。こども・若者、子育て当事者等からの意見を反映させた項目については、「みんなの意見マーク」を表示しています。

また、計画の愛称をこどもたちから募集し、多くの作品の中から、厳正な選考の結果、未来を担う沖縄のこどもたちのための計画として、「未来のおきなわっこプラン」が最優秀賞に選ばれ、明るい未来をイメージさせ、こどもたちにとって覚えやすく親しみが持てる作品として、本計画の愛称に決定しました。

8 計画の施策体系

第3章 こども施策に関する重要施策					
1 ライフステージを通じた重要施策					
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	ア	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	①	こどもの権利に関する周知・啓発
				②	人権教育の推進
				③	こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築
(2)	多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり	ア	遊びや体験活動の推進		
				こどもまんなかまちづくり	
		ウ	こども・若者が活躍できる機会づくり	①	キャリア教育の推進
				②	自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
				③	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
				④	理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進
				⑤	生涯学習の取組推進
				⑥	特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援
				⑦	在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援
		エ	こども・若者の可能性を上げていくためのジェンダーギャップの解消	①	教育を通じた男女共同参画の推進
				②	性の多様性に関する理解促進、啓発
				③	理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組
				④	固定的な性別役割分担意識の解消
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	ア	プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進	①	性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進
				②	妊産婦及び乳幼児への保健対策
				③	「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発
				④	特定妊婦等への支援
		イ	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援		
(4)	障害児支援・医療的ケア児等への支援	ア	障害児支援・医療的ケア児等への支援	①	地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加
				②	障害や発達の特性の早期発見・把握
				③	地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援
				④	専門的支援が必要なこどもへの支援の強化
				⑤	インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進
				⑥	障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実
				⑦	思春期支援から一般就労等への円滑な接続
				⑧	保護者やきょうだいへの支援
(5)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	ア	児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化	①	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化
				②	こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化
				③	児童虐待防止対策等の更なる強化
				④	一時保護所の環境改善、権利擁護の推進
				⑤	親子関係の再構築支援の推進
				⑥	性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進
				⑦	こども家庭福祉分野における人材、体制の強化
		イ	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	①	養育環境の改善、養子縁組の支援
				②	里親やファミリーホームの確保・充実
				③	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進
				④	社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重
				⑤	社会的養護経験者の自立支援の推進
		ウ	ヤングケアラーへの支援		

(6)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	ア	こども・若者の自殺対策	①	自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進		
				②	自殺予防対策の推進、リスクの早期発見		
				③	遺されたこどもへの支援		
		イ		こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備			
				ウ	こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策	①	被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等
						②	学校や園における生命（いのち）の安全教育
		③	こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入				
		エ	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	①	有害環境対策の推進		
				②	地域安全対策、交通安全対策の推進		
				③	安全教育の推進、犯罪被害者等への支援		
				④	非常災害対策		
		オ	非行防止・自立支援	①	非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援		
②	矯正教育や自立支援、就労支援の充実						
③	保護観察対象となったこども・若者に対する処遇の強化						
④	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上						

2 ライフステージ別の重要施策					
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで	ア	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	①	こども家庭センターによる切れ目のない支援
				②	妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等
				③	地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進
				④	若年妊産婦等への支援
				⑤	乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握
		イ	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実	①	幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進
				②	多様な保育ニーズへの対応
				③	未就園児への支援
				④	幼児教育・保育の質の向上
				⑤	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
				⑥	待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善
				⑦	地域のニーズに応じた保育提供体制の確保
(2)	学童期・思春期	ア	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	①	公教育の再生、学校生活の更なる充実
				②	個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障
				③	教職員を取り巻く環境整備の推進
				④	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
				⑤	部活動の地域連携や地域展開
				⑥	規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進
				⑦	体育授業の充実、こどもの体力向上
				⑧	養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進
				⑨	学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化
		イ	多様なこどもの居場所づくり	①	多様なこどもの居場所づくりの推進
				②	放課後児童対策
		ウ	小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進	①	小児医療体制の充実
				②	生活習慣の形成・定着及び健康増進
				③	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
				④	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
		エ	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	①	主権者教育の推進
				②	消費者教育、金融経済教育の推進
				③	社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育
		オ	いじめ防止	①	いじめ防止対策の強化
				②	スクールカウンセラー等による支援の実施

(3)	青年期	カ	不登校のこどもへの支援	③	いじめの重大事態の調査
				①	教育支援センター、学びの多様化学校の設置等
				②	相談支援、学習支援体制の整備
				③	不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施
		キ	校則の見直し		
		ク	体罰や不適切な指導の防止		
		ケ	高校中退予防・中退者への支援	①	就学継続及び中途退学の防止
				②	就業支援や復学・就学のための取組
		ア	高等教育の修学支援、高等教育の充実	①	高等教育段階の就学支援の着実な実施
				②	高等教育の充実
				③	産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進
				④	学生の自殺対策などの取組推進
				⑤	学び直しの機会創出
イ	就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	①	就業支援と定着促進に向けた取組		
		②	キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援		
		③	就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援		
		④	賃上げに向けた取組		
		⑤	働きやすい環境の整備		
		⑥	非正規雇用労働者の正規化促進		
ウ	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援				
エ	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実				
3 子育て当事者への支援に関する重要施策					
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	ア	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①	幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減
				②	医療費等の負担軽減
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援	ア	地域子育て支援、家庭教育支援	①	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
				②	体罰によらない子育てに関する啓発推進
				③	家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進
(3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	ア	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	①	家庭、職場、地域社会における共働き・共育での推進
				②	仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
				③	キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備
				④	男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組
				⑤	男性の育児等への参画
(4)	ひとり親家庭等への支援	ア	ひとり親家庭等への支援	①	相談支援体制の強化
				②	就業支援の推進
				③	生活支援、子育て支援の推進
				④	経済的支援の推進
				⑤	養育費や親子交流に関する相談支援の推進
4 最重要課題の解消に向けた施策					
(1)	こどもの貧困対策	ア	ライフステージに応じた施策の充実強化	①	つながる仕組みの構築
				②	ライフステージに応じた各種施策の推進
		イ	貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援	①	学習・進学支援
				②	体験・交流の機会創出
				③	多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援
		ウ	支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築	①	地域における社会資源の創出
				②	つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援
				③	困難を抱える若者への支援
				④	早期に支援につなげる仕組みの構築

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

1	県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方		
2	教育・保育の県設定区域の設定		
3	各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	(1)	教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方
		(2)	沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」
4	県の認可・認定に係る需給調整	(1)	需給調整の基本的な考え方
		(2)	支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整
		(3)	認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整
		(4)	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	(1)	認定こども園への移行支援
		(2)	保幼小連携の推進
		(3)	地域子ども・子育て支援事業
6	教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	(1)	教育・保育を行うものの必要見込み数
		(2)	教育・保育等従事者の確保
		(3)	幼児教育・保育の質の向上

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

1	こども・若者の社会参画・意見反映	(1)	こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	①	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成	
				②	こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進	
				③	こども・若者の各種審議会等への登用	
				④	こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進	
				⑤	こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会の創出	
	(2)	こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備				
	(3)	こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成				
	(4)	若者が主体となった活動を促進する環境整備				
2	こども施策の共通の基盤となる取組	(1)	こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	①	こども施策に関する情報提供	
				②	こども施策に関する調査	
				③	こども施策に関するデータの整備	
		(2)	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等	①	こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	
				②	こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア	
				③	地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携	
		(3)	地域における包括的な支援体制の構築・強化	①	関係機関・団体のネットワークの構築	
				②	こども・若者や子育て当事者の相談支援	
		(4)	子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信			
		(5)	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革			
3	施策の推進体制等	(1)	庁内の推進体制			
		(2)	国、市町村等との連携			
		(3)	沖縄県子どもの貧困対策推進基金			
		(4)	沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価			